

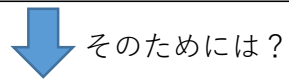
信頼される学校づくりを職場の力で（概要版）

令和7年3月福島県教育委員会 不祥事根絶プロジェクト

教職員の皆さんへのメッセージ

教育は、教職員や学校に対する信頼の上に成り立っています。児童生徒が教職員を信頼できないところに教育は成り立ちません。また、保護者や地域が学校を信頼できないところに、理解と協力は生まれません。信頼は、私たちが教育の専門家として使命感を持ち、誠意を持って教育活動を行う中でしか回復はできません。

全職員が不祥事を他人事と捉えず、いつでも、どこでも、誰にでも、自分にも、自校でも起こりうるものと捉え、**当事者意識・危機意識を持つ必要があります。**



そのためには？

- 1 **当事者として**（自己の客観視）
 - ① 自分ならどうするか
 - ② 自分のやり方は正しいのか
 - ③ 自分はどのように見られているのか
- 2 **同僚として**（セーフティネットとしての役割）
 - ① 不祥事発生のきざしを未然防止につなげる
 - ② 「風通しのよい職場」の構築
- 3 **管理職として**（教職員の孤立化の防止）
 - ① 学校の現状を冷静に把握
 - ② 教職員への働きかけ
 - ③ 教職員間の連携の強化

不祥事の根絶

児童生徒・保護者・地域からの信頼



これだけは10箇条（定期的にチェックしましょう）

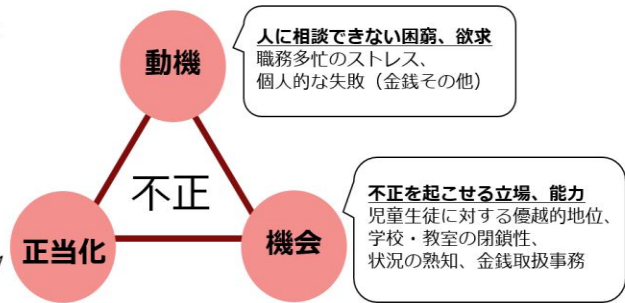
- ① 不祥事は、「**動機**」「**機会**」「**正当化**」が揃う時に起きやすいことを理解している。特に、教職員は、ネガティブな意味での「**機会**」が多く、児童生徒に対する思いが「**正当化**」につながりやすいことを意識・自覚している。
- ② 速度超過は、どんな理由があれ故意犯であり、事故を起こせば懲戒免職の可能性もある重大な非違行為であることを理解しており、**常に速度を意識して**運転している。
- ③ 「**だろう**」運転ではなく「**かもしれない運転**」を励行し、助手席に荷物を置かないなど、**集中して運転できる環境**にしている。
- ④ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行を受け、学校に在籍する者及び18歳未満の者に対するわいせつ行為は、警察に逮捕され**懲戒免職となる重大な犯罪**であることを理解しており、そのような行為は決して行わない。
- ⑤ 児童生徒から悩みの相談などがあっても、他の教員や管理職と情報共有を図り、**密室で1対1での対応**をしていない。
- ⑥ 児童生徒と、**私的なSNS等でのやりとり**を一切行っていない。
- ⑦ 児童生徒を指導する際、不必要に児童生徒の頭、肩、腕など**身体に触れて**いない。
- ⑧ 児童生徒とのやりとりでカッとなったときは、一旦その場を離れるようにしている、又は6秒数え、怒りに関する反射的行動を抑える**アンガーマネジメント**を行っている。
- ⑨ 信頼関係があるから大丈夫、この程度のことは相手も許容するだろうなどという**勝手な憶測**はしていない。
- ⑩ 学校徴収金に関する文書は、管理職の確認を受けて校長名で発し、**出納簿等を記帳**するとともに、やむを得ず現金を一時的に保管する場合は、鍵の掛かる**金庫に保管**している。

不正はどのようにして起きるのか

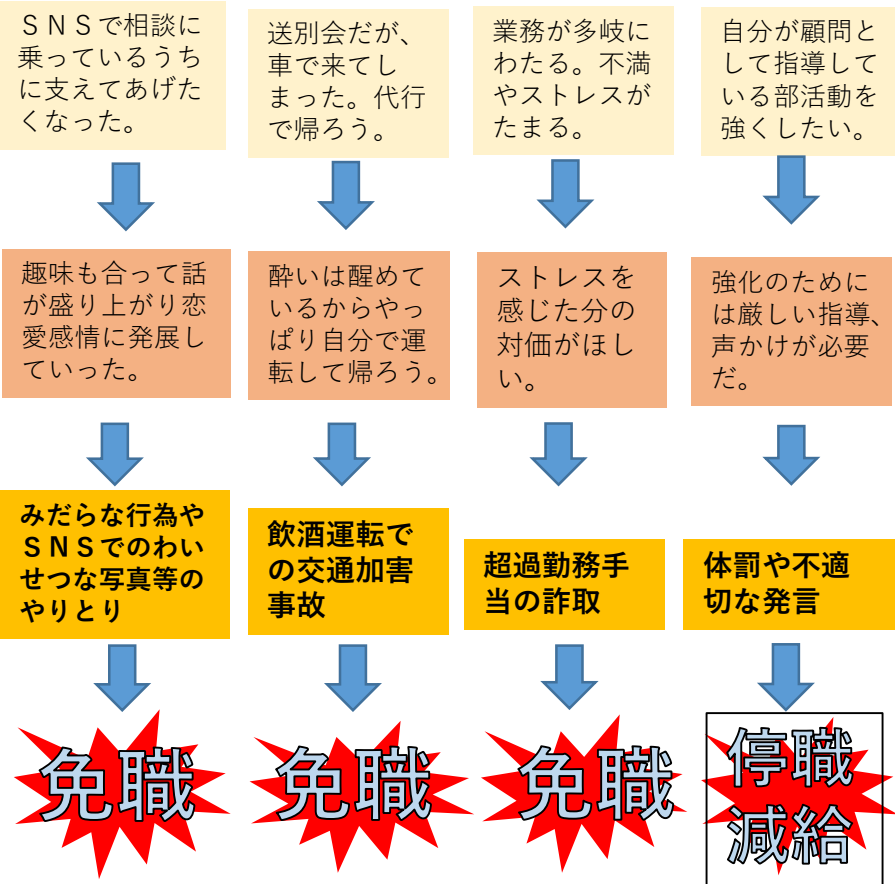
不正のトライアングル

- ① 動機
- ② 機会
- ③ 正当化

自分への言い訳
指導のため、児童生徒からの好意、他の人もやっている、相手も悪い



日常業務の中に不祥事のきっかけは潜んでいます



不祥事を行った教職員の発言

先生方に迷惑を掛けてしまった。被害女性に心の傷を負わせてしまった。

判断がどうかしていた。後悔しても後悔しきれない。

許されない行為をしたしまった。

部員に悲しくつらい思いをさせたしまった。

後悔しても不祥事はなかったことにはできないことを念頭に置いて日々の業務に臨みましょう

当事者



学校



被害児童生徒



もし不祥事を起こしてしまったら

- ・懲戒免職となり生計が絶たれました。
- ・被害者に謝罪しても許してもらえません。
- ・名前が公表され、家族にも辛い思いをさせてしまいました。

- ・1学期に不祥事が発生し、3学期になってようやく普通の状態になりました。
- ・保護者や地域住民の見る目は、刺すようで、居ても立ってもいられないほど厳しいものでした。
- ・大事な時期の授業を補欠にせざるを得なく、迷惑をかけました。

- ・被害児童生徒は、話していると涙が止まらなくなりました。
- ・被害児童生徒は、廊下で会っても目をそらしてしまいます。

懲戒処分を受けた教職員は...

1 教育職員免許状について

懲戒免職の処分を受けた場合、被処分者が有する教育職員免許状の効力は失われます。（教員免許の失効）

2 給与等への影響

昇給、期末・勤勉手当、退職手当に影響があります。例えば...

懲戒免職...定年までの給与と退職金を失う。

停職...停職期間の給与を失い、停職期間は昇給も停止する。停職期間に期末・勤勉手当の支払時期がある場合、支給されない。

減給...給与の10%が支給されない。昇給にも影響あり。

3 刑事上の責任

刑事罰時に罰金の支払いなどさまざまな処分があります。

例

不同意性交等罪...5年以上20年以下の拘禁刑

性的姿態等撮影罪...3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金

酒酔い運転...100万円以下の罰金、3年間の運転免許取り消し

職場はワンチームです。互いが互いを思いやる風通しのよい職場にすることで、不祥事を根絶し、全ての教職員が本来担うべき仕事に向き合える環境を作りましょう。